

第十三条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

この条文は、個人の尊厳を根底に置く理念を表現しており、基本的人権の尊重を目的としています。また、憲法に明示的に記載されていない新しい人権の根拠となる一般的かつ包括的な権利とも解釈されています。これにより、プライバシーの権利や肖像権、環境権など、比較的その権利性が重視されるようになった最近の「新しい人権」が保護されています。このように、第13条は日本国憲法における重要な条文であり、個人の尊重と公共の福祉を基本原則としています。

第十四条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。

日本国憲法の第14条は、すべての国民が法の下で平等であること、そして人種、信条、性別、社会的身分、または門地により政治的、経済的、または社会的関係において差別されないことを規定しています。また、華族その他の貴族の制度は認められていません。さらに、荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わないとされています。これらの規定は、日本国憲法の基本的な理念の一つであり、すべての国民が尊重され、公正に扱われることを保証しています。この条文は、法の下での平等（平等権）について規定するもので、基本的人権の尊重とともに、日本国憲法の理念の一つを構成しています。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

この条文は、社会権の一つである生存権を保障し、国の社会的使命について規定しています。生存権とは、人間が人間らしく生きていくために必要な最低限度の生活を保障する権利のことを指します。この権利は、国民が健康で文化的な生活を営むことができるように、国が社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上及び増進に努めることを求めています。